



みんなで築こう  
**人権の世紀**  
21世紀は人権の世紀です



**考えよう 相手の気持ち 未来につなげよう 違いを認め合う心**

「人権」という言葉からあなたはどんな印象を受けますか。「とても大切なもの」それとも「なんだか堅苦しくて難しいもの」、はたまた「自分には関係ないもの」でしょうか。

「人権」とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」です。誰もが自分らしく、自由に、幸せに生きる権利です。誰にとっても身近で大切なものであり、違いを認め合う心によって守られます。

今、人権を守るために、私たちに何ができるのか、身近なところから考えてみましょう。

**人権擁護委員をご存知ですか？**

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の人たちで、市内には9名の委員が配置されています。地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、皆さんからの人権相談に応じるなどの活動を行っています。

人権擁護委員は、定期的に心配事の相談所を開設しています。相談は無料で、秘密は厳守いたしますので、困ったことがあったらお気軽にご相談ください。

**人権に関する相談**

**相談所**

人権擁護委員が、住民の皆さんからの人権相談に応じています。

毎月第1～第3月曜日  
午後1時30分～3時30分

石橋公民館

毎月第1～第3火曜日  
午後1時30分～3時30分

ゆうゆう館

毎月第1～第3金曜日  
午後1時30分～3時30分

南河内図書館

**女性の人権ホットライン**

午前8時30分～午後5時15分まで(平日のみ)

全国共通ナビダイヤル

**0570(070)810**

**みんなの人権110番**

午前8時30分～午後5時15分まで(平日のみ)

全国共通ナビダイヤル

**0570(003)110**

**子どもの人権110番**

午前8時30分～午後5時15分まで(平日のみ)

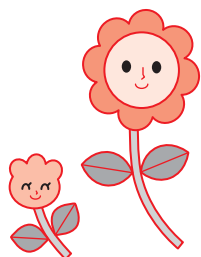
全国共通フリーダイヤル

**0120(007)110**

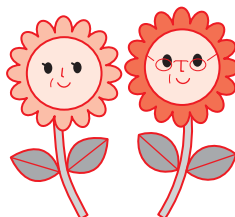
**電話相談**

電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。

相談は、人権擁護委員または法務局職員がお受けします。



相談は無料です。  
秘密は厳守します。



もう一人で  
悩まないで！



問い合わせ先 市民協働推進課 ☎(32)8887